

南伊勢町一次産業後継者等育成事業

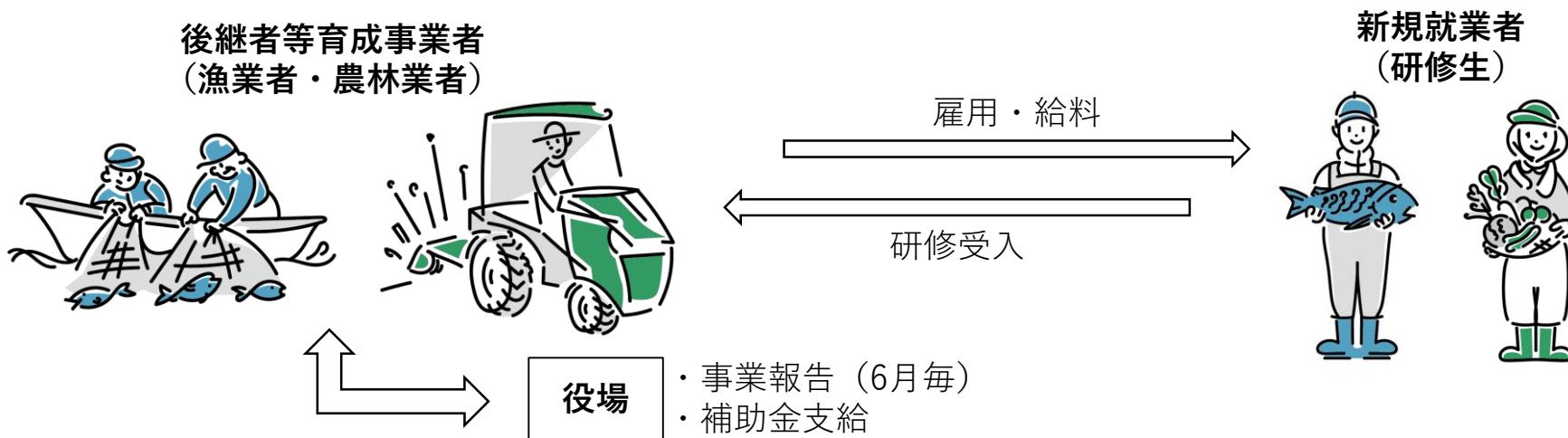
【概要】

南伊勢町の基幹産業である一次産業において、県下第一の水揚げを誇る漁業や県内評価の高い柑橘を中心とした農林業の技術を次世代へ繋ぎ、未来の農林水産業を担う後継者等を確保・育成することを目的に、就業希望者の長期研修を実施する事業者に対して支援し、一次産業後継者等の担い手づくりを図る。

◎一次産業後継者等育成事業補助金

一次産業分野における後継者等育成事業者（漁業者及び農林業者）に対して、一定期間、就業希望者（研修生）の受け入れにかかる経費の一部を補填する補助金

〈事業イメージ〉



〈事業内容〉

一次産業後継者等育成事業補助金は、一次産業等の経験がない新規就業者に対して、一次産業等に従事する前に必要な技術、知識等を習得させるために、受け皿となる事業者に対して、長期研修費用の一部を支給する。

- ①補助対象者・・・認定育成事業者（認定された受入事業者のうち、法人事業所及び一部個人事業所）
- ②補助対象経費・・・新規就業者的人件費
- ③補助対象期間・・・最大2年間（年度毎に交付決定）
- ④補助金額・・・上限150,000円/月（7,500円/日を最大20日分）※想定研修日数：月20日程度

※1 原則1月の研修日数は10日以上 ※2 研修生の受入可能人数は、1名/1事業者(年度1回) ※3 研修終了後、就業状況の報告が必要

〈補助対象者〉

- ①町内に住所を有する個人又は法人であること
- ②町内で一次産業等を営んでいること
- ③後継者等を育成する意欲があること
- ④町税等の滞納がないこと
- ⑤研修生を労災保険等に加入すること

〈受入形態〉

- ①事業継承型・・・研修生である子弟等が認定育成事業者の事業を継承するパターン（漁家子弟等）
- ②就業型・・・研修終了後、認定育成事業者に研修生が就職するパターン
- ③起業型・・・研修終了後、認定育成事業者のもとから独立して事業を開始するパターン

〈研修生の条件〉

- (1)一次産業等での就業又は起業が研修目的である
- (2)研修終了後も町内で一次産業に従事する意志がある
- (3)町内在住で、50歳未満である
- (4)過去の一次産業従事期間が5年未満である
- (5)事業者と雇用関係があり、雇用から1年未満である
- (6)過去に当事業や国、県の同様の研修を受けていない



条件を満たす研修生と雇用契約を結ぶこと
(漁家子弟等は雇用契約は必要としないが親族関係の証明が必要)
※雇用契約書又は戸籍謄本、就業経験年数の証明(経歴書)